

寄贈図書等の受け入れに関する取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、「福岡工業大学附属図書館資料収集・管理規程」第9条(2)、および「図書館資料の受け入れに関する内規」第7条・第8条を受け、福岡工業大学附属図書館に対して寄贈の申し出があった図書、雑誌および資料等（以下「寄贈図書等」という。）の受け入れに関し必要な事項を定める。

第2条 寄贈図書等の受け入れは、本学の教育研究に資するために行うものとする。

(受付)

第3条 公的機関の刊行物等を除く寄贈図書等の申出者に対し、原則として寄贈予定図書リストを添付した所定の図書等寄贈申出書の提出を求めるものとする。

(受け入れ基準)

第4条 次の各号に該当する寄贈図書等は、原則として受け入れるものとする。

- (1) 本学教職員の著作物
- (2) 本学および他大学・研究機関等の刊行物
- (3) 政府および地方自治体の刊行物
- (4) 学術的価値が高いもの
- (5) その他図書館長が教育研究上必要と認めたもの

第5条 前条の項目にかかわらず、寄贈図書等が次に該当する場合は原則として受け入れないものとする。

- (1) 重複本で、利用頻度が低いもの
- (2) 発刊後長期間を経過したもので、資料的価値が低いもの
- (3) 汚損・破損等により、図書館資料として鮮新さを欠くもの
- (4) 広告・宣伝を主な内容としたもの
- (5) その他本学の教育研究に資する資料としてはふさわしくないもの

(受け入れの可否)

第6条 図書館長は第4条と第5条の基準に従って受け入れの可否を決定する。

- 2 受け入れ可否の判断にあたり、専門家の意見を求めることができる。
- 3 図書館長は受け入れ可否の結果を寄贈申出者に通知するとともに、受け入れできない資料の取扱いについて寄贈申出者の意向を問い、返還もしくは図書館長に一任の許諾を得て、処理にあたるものとする。

(寄贈図書等の整理、運用)

第7条 寄贈図書等の整理は「福岡工業大学附属図書館資料収集・管理規程」および、「図書館資料の受け入れに関する内規」によるものとし、運用は購入図書に準ずるものとする。

(報告)

第8条 図書館長は、寄贈図書等の受け入れ状況等について、図書館運営委員会に報告するものとする。

(改訂)

第9条 この取扱要領の改訂は図書館運営委員会に諮り決定する。

(雑則)

第10条 この取扱要領に定めるもののほか、寄贈図書等の事務処理に関して必要な事項は、図書館長が別に定める。

附則

この取扱要領は、平成17年3月1日から施行する。